



今回提案された事項

●協議第16号『各種協定項目の取扱い[その2] (案)』について

両市町で実施している住民サービスや事務事業を新市でどう取り扱うかを協議するため、各種協定項目の取扱い[その2]が提案されました。前回提案分と合わせて、全体の約8割が協議会に提案済みとなりました。今回提案された項目については、次回以降に承認の予定です。

○ 調整(案)の考え方としては、堺市の制度を基本としているものの、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重し、現在美原町のみで実施している事務事業等についても、その趣旨を活かして存続させていくとする調整内容が多くなっています。

例えば…みはら大地幼稚園は存続

任意合併協議会において、合併協議の重要課題11項目としても取り上げられていた「みはら大地幼稚園」については、存続する提案となっています。

○ また、地方税の取扱いなど法的に双方の税率に差異のあるものについては、合併特例法による不均一課税(それぞれの税率)を適用し、保育事業や上下水道事業など双方のサービスや住民負担に差異のあるものについても、当面はそれぞれの制度を存続させ、5年以内に調整を図るとするなど、美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮した提案内容となっています。

例えば…市町村民税は

地方税のうち市町村民税は、均等割額と所得割額の合計が税額となります。

このうち均等割額は、地方税法上3つの段階に区分されており、人口50万人以上の市にあっては年額3,000円、人口5万人以上50万人未満の市にあっては同2,500円、その他の市町村は同2,000円と定められています。(所得割額の計算方法は全市町村で同じです。)

〔市町村民税の計算例〕平成15年度の計算例(年額)

堺市 所得割額66,000円 + 均等割額3,000円 = 69,000円

美原町 所得割額66,000円 + 均等割額2,000円 = 68,000円

※給与収入600万4千円の41歳の方、配偶者(37歳無収入)、子供2人(14歳、9歳)、社会保険料支払済額358,000円、生命保険料支払済額84,000円として計算。なお、実際には、府民税も含めた税額での納付となります。

(提案内容) 合併特例法に規定の5年を限度として、合併前のそれぞれの税率を適用します。

○ 一方で、現在美原町では実施しておらず、堺市で先進的にあるいはスケールメリットを活かして取り組んでいるサービスや、中核市として実施している事務事業等については、新市の施行時から、現美原町域でも実施することとされています。

例えば…

高齢福祉関係(福祉電話機器助成、車いすバンク、老人集会室整備・運営補助等)
 障害者(児)福祉関係(手話通訳者養成・設置、身体障害者手帳交付等)
 児童福祉関係(保育所での緊急一時保育、在宅障害児への療育支援等)
 母子保健関係(乳幼児アレルギー・喘息予防、未熟児養育医療給付、妊産婦訪問指導等)
 女性相談事業(ドメスティック・バイオレンス被害者自立支援金支給、同専門法律相談等)
 などの事業が、現美原町域でも実施される提案内容となっています。

今回提案された主なものについては、7ページの表に記載のとおりですが、提案内容の詳細や、その他の提案項目については、協議会のホームページや、堺市、美原町の情報提供窓口(裏表紙に記載しています。)でご覧になれますので、ぜひご利用ください。